

和歌山徳島航路モーダルシフト推進事業のご案内

2023年1月～、更にお得になりました!!

この度、南海フェリーでは、①「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けたモーダルシフトへの転換、②働き方改革関連法（令和6年度からの運転者の時間外労働の上限規制導入）の遵守、③当社航路の利用促進、の推進を目的として標記事業を実施します。なお、本事業は「徳島県公共交通グリーンチャレンジ事業補助金（モーダルシフト推進補助金）」に採択されています。

トラック事業者様におかれましては、お得にフェリーにご乗船いただけることとなりますので、是非この機会に南海フェリーをご利用ください。

事業の概要

(1) 事業内容

①「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けたモーダルシフトへの転換、②働き方改革関連法（令和6年度からの運転者時間外労働の上限規制導入）の遵守、③当社航路の利用促進、の推進を目的として、条件を満たした事業者様に助成金をお支払いします。

(2) 助成対象者

徳島県内に事業所を有する法人（協同組合等は除外）、個人事業者であり、「用途：貨物」「長さ：6m以上」の自動車で南海フェリーに乗船する者

(3) 助成金額

2023年1月1日～2月28日のご乗船について、条件を満たした1台のご利用につき**10,000円（税込）+ 燃料油調整金相当額**を助成

(4) 実証参加条件

- ①令和6年度から罰則付き時間外労働の上限規制導入に向けて、高速道路からフェリー利用へのモーダルシフトによる運転手の休息期間確保の効果を実証する意思のある者。
- ②月5台以上の新規利用ができる者。
- ③実証を1か月以上継続できる者。

助成金額の算出例

例1) 当該月（1日～末日）の利用台数が0台～4台であった場合
→助成金額：0円（月5台以上の新規利用を満足していないため）

例2) 当該月（1日～末日）の利用台数が5台以上であった場合
→助成金額：利用台数 × (10,000円+燃料油調整金相当額) ※後日、助成金額をお振込みします。

実証参加へのフロー

①	事業者登録 【事業者】	裏面の登録申込書に必要事項を記入し、FAXにて南海フェリーに申し込みください。 (WEBでも申込可能)
②	登録申込確認 【南海フェリー】	申込内容を確認し、申込完了の旨を案内連絡します。（登録申込後1営業日中目途） 後ほど乗船手続き用紙をお送りします。
③	乗船手続～乗船 【事業者】	乗船手続き用紙に必要事項を記入し、受付窓口にご提出ください。 窓口にて通常通り運賃をお支払いいただき、フェリーにご乗船ください。
④	乗船後の処理 【南海フェリー】	月単位でご乗船実績を集計し、助成金額を計算した上で、メールまたはFAXで助成金額を通知します。 (翌月5営業日中目途) ※月5台以上の新規利用が無い場合は、助成金はありません。
⑤	助成金額確認 【事業者】	通知された金額をご確認ください。齟齬が無ければ特に何もする必要はありません。
⑥	入金処理 【南海フェリー】	確定した助成金額をご指定の口座に入金し、1サイクルが終了します。



【お問い合わせ】
南海フェリー徳島営業所
(担当：矢野・二見)

TEL:088-636-0750 FAX:088-636-0789

 南海フェリー

南海フェリー・和歌山徳島航路モーダルシフト推進事業 事業者登録申込書

《現在、当社と利用契約を締結していない方用》

南海フェリー株式会社宛

以下の実証参加規約に同意した上で、和歌山徳島航路モーダルシフト推進事業への参加を申し込みます。

事業者名			代表者氏名		
住所	〒_____ - _____ 徳島県 _____ 市				
担当者氏名			担当者E-Mail		
担当者電話番号			担当者FAX番号		
助成金振込先口座情報	金融機関名	銀行・農協・信金 漁協・信金・労金		本店・支店・支所 出張所・営業部	普通預金・当座預金
	口座番号			口座名義 (カナ)	
主な輸送積荷	例) 木材・鋼材・鮮魚 等		主な輸送荷先	例) 〇〇県〇〇市 等	
主な使用車種	2t・4t・8t・10t・トレーラー・その他 ()		申し込み日 規約への同意	2022年 _____ 月 _____ 日 <input checked="" type="checkbox"/> ※を入れてください	

申込書送付先：南海フェリー徳島営業所（担当：矢野・二見）

FAX：088-636-0789

※当申込はWEBからでも可能です。右記QRコードからアクセスし、必要事項を入力してください。⇒⇒



南海フェリー・和歌山徳島航路モーダルシフト推進事業 実証参加規約

2022年6月制定

この実証参加規約（以下「本規約」といいます。）は、南海フェリー株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「和歌山徳島航路モーダルシフト推進事業」（以下「本事業」といいます。）に参加するための利用条件を定めるものです。登録事業者の皆さま（以下「登録事業者」といいます。）には、本規約に従って本事業をご利用いただきます。

第1条（適用）

- 本規約は、登録事業者が当社航路に乗船し、本事業を通じて助成金を受け取る場合に適用されるものとします。
- その他当社航路の運送に関しては、当社の運送約款を適用します。

第2条（本事業の目的）

本事業は、①「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けたモーダルシフトへの転換、②働き方改革関連法（令和6年度からの運転者の時間外労働の上限規制導入）の遵守、③当社航路の利用促進、を推進することを目的として当社が実施するものです。なお、本事業は「徳島県公共交通グリーンチャレンジ事業補助金（モーダルシフト推進補助金）」に採択されています。

第3条（実証参加条件）

本事業において、当社は次の各号を満たす登録事業者に「新規利用」1台につき10,000円（税込）+燃料油調整金相当額の助成金を支払います。なお、助成金を支払う期間は最長でも2023年2月末までとし、予算の関係上任意の月の末日をもって助成を終了することがあります。なお、その場合は月中に登録事業者に当月で助成が終了する旨を通知をします。

- 本規約に同意した上で、事前に当社に対して必要事項を記入した登録申込書を提出し、当社から申込完了の連絡を受けた者。
- 徳島県内に事業所を有する法人（協同組合等は除外）、個人事業者であり、「用途：貨物」「長さ：6m以上」の自動車南海フェリーに乗船する者。
- 令和6年度から罰則付き時間外労働の上限規制導入に向けて、高速道路からフェリー利用へのモーダルシフトによる運転手の休息期間確保の効果を実証する意思のある者。
- 月10台以上の新規利用ができる者であり、実証を1か月以上継続できる者。

第4条（新規利用の定義）

- これまで当社と利用契約を締結していない者…利用する台数すべてを「新規利用」として助成対象とします。
- これまで当社と利用契約を締結している者…当該月の利用台数について、直近3か年の同月実績の平均（小数点以下切捨）又は昨年同月実績のうち少ない値を基準台数として、基準台数からの増台分を「新規利用」として助成対象とします。

第5条（実証参加のフロー）

	項目	これまで当社と利用契約を締結していない者	これまで当社と利用契約を締結している者
①	事業者登録 【登録事業者】	所定のフォーマットに必要事項（事業者名・所在地・口座番号・主な行き先・主な積荷の内容等）を記入し、キャンペーン規約に同意した上でメールまたはFAXで当社に申込。	
②	登録申込確認 【当社】	申込内容を確認し、登録申込後1営業日中を目途に申込完了の旨を連絡。乗船手続き用紙を送付。	申込内容を確認し、登録申込後1営業日中を目途に申込完了の旨を連絡。乗船手続き用紙を送付。
③	乗船手続～乗船 【登録事業者】	所定の乗船手続き用紙に必要事項を記入し、窓口へ提出。通常通り運賃を支払い、フェリーに乗船。	所定の後払い契約申込書に必要事項を記入し、窓口へ提出し、フェリーに乗船。（運賃は後払い）
④	乗船後の処理 【当社】	月単位で、乗船実績を集計し、助成金額を計算。登録事業者にメールまたはFAXで助成金額を通知。	月単位で割引乗船分を計算し、登録事業者に請求書を発行。
⑤	助成金額確認 【登録事業者】	通知された金額を確認。齟齬が無いかを確認。	請求書を確認し、齟齬が無ければ指定期日までに運賃を振込。
⑥	入金処理 【当社】	確定したキャッシュバック金額を指定口座に入金し、1サイクルが終了。	入金を確認し、1サイクルが終了。

第6条（反社会的勢力の排除）

- 当社は、登録事業者又はその下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに登録事業者の本事業への参加を除外することができます。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属すると認められるとき
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - 反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められるとき
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - 自らまたは第三者を利用して、当社又は当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
- 当社は、前項の規定により、登録事業者の本事業への参加を除外した場合には、登録事業者に損害が生じて当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、登録事業者はその損害を賠償するものとします。